

## (新) 汚水処理施設整備交付金

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

### 1. 事業の概要

地域再生計画（仮称）に基づいて、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「汚水処理施設整備交付金」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度である。

#### 事業主体

市町村

（地域再生計画（仮称）を策定し、地域再生計画（仮称）の目標を達成するために必要な事業として、「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置づけている市町村が対象。）

#### 対象施設

農業集落排水施設

漁業集落排水施設

公共下水道

浄化槽（個人設置型及び市町村設置型）

#### 制度の要件

- ・ 同一の市町村で所管を跨る2事業以上の施設を計画期間中（5カ年）に実施するもので、施設の整備により汚水処理の普及促進を図るものであること。
- ・ 対象区域は、地域再生計画（仮称）の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。
- ・ 事業実施による効果が明確であること。

### 交付限度額の算定

- ・ 対象施設ごとに、現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定。

### 制度の特徴

- ・ 一定のエリア内で実施する対象施設の整備について、効率的に整備できるよう、事業間で融通が可能。
- ・ 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。

国費 490億円

┌	115億円（農林水産省）
	300億円（国土交通省）
	75億円（環境省）

\* 污水处理施設整備交付金は内閣府に計上

## 2. 施策の効果

市町村の自主性・裁量性がより発揮できるようになることから、効率的な污水处理施設の整備が進むことが期待される。